

# 令和6年度市町村DX推進研修事業委託業務公募型プロポーザル実施要領

## 1 事業の概要

### (1) 事業名

令和6年度市町村DX推進研修事業

### (2) 事業の目的

国が策定した「自治体デジタル・トランスフォーメーション(DX)推進計画」(以下、「自治体DX推進計画」という。)においては、各自治体がDX推進のための人材育成に取り組むこととされている。

一方、小規模な自治体などにおいては、中長期的な視点で体系的な人材育成方針を設定することが困難な場合があり、特に能力や職位に応じた研修の実施が十分ではない状況となっている。

本事業では、市町村職員を対象とした意識改革やDXに伴う課題理解、分析、解決策の検討などの業務に活かせるような実践的な研修を行い、市町村行政のDX推進を担うことができる人材を育成することを目的とする。

### (3) 事業内容

本事業を実施することで、以下の内容を踏まえて研修終了後自団体にDXの取組を進めることができる人材を育成する。

#### (1)研修の実施

##### (ア)研修の内容

- ・ 研修内容は、(カ)に掲げるデジタル人材の育成に資するものであること。  
なお、(カ)③に掲げる求められるスキルについて、すべてを研修内容に盛り込む必要はないが、少なくとも「i デザイン思考」及び「ii EBPM」については盛り込むこと。
- ・ 研修にあたっては、専門用語をなるべく使用しない、身近な事例を取り入れるなど受講者の分かりやすさに配慮すること。

##### (イ)開催方法及び実施回数等

- ・ 研修の開催方法(集合型講義形式、ワークショップ形式、オンライン形式、合宿形式など)は問わないが、参加者同士が研修後もつながりを持ち、連携をとることができるような工夫を行うこと。
- ・ 研修の実施回数や参加定員等については、以下を想定しているが、開催方法などの工夫により、これと同等以上の研修効果を期待できるものであれば、これによらない提案を行うことも差し支えないものとする。

##### ①講義研修(集合形式またはオンライン形式)(2回)

参加定員:1回あたり80名程度

研修時間:1回あたり120分程度

##### ②ワークショップ形式(集合形式)(1回)

参加定員:20名程度

研修時間:半日程度

(ウ)研修アンケートの実施

研修実施前、研修実施後1週間以内、研修実施後概ね3か月後に研修の理解度や研修前後の行動変化をはかるためのアンケートを実施すること。

なお、アンケートの実施方法については問わないものとする。

(エ)報告書の提出

実施した研修の参加者の一覧、研修アンケートの集計・分析をまとめた報告書を提出すること。

(オ)対象者

市町村(一部事務組合、広域連合を含む)の職員を対象とする。

なお、市町村に対する研修の募集案内については県から行うものとするが、募集にかかる案内資料は受託者が作成することとし、市町村職員の積極的な参加を促すよう工夫すること。

(カ)育成をしたいデジタル人材の姿

①求められる役割

- ・ 住民や生活者・利用者の目線で、あるべきサービスの企画立案及びサービス導入後の改善策の立案を行うことができる。
- ・ 現状業務の可視化や分析を実施することができる。

②役割を果たすために必要な思考

- ・ 現状の業務の進め方に、改善の必要性を感じる。
- ・ 従前の方法にとらわれずに、新たなことにチャレンジする。

③求められるスキル

i デザイン思考

サービスの先にある利用者の視点に立ち、利用者の本質的なニーズを見つけ、課題を再定義する考え方ができる。

ii EBPM

EBPMに関する必要性や基礎知識を理解しており、データや合理的根拠に基づいた政策の企画・立案を行うことができる。

iii ICT及びDXの基礎知識

ICTやネットワークに関する基本的事項、ICTの種類や特徴、DXが必要とされる社会的背景や考え方を理解している。

iv BPRに関する知識

BPRの基本的な考え方を理解し、業務フローの作成、業務プロセスや業務パフォーマンスを可視化し、業務分析を行うことができる。

④想定される配属先、役職等

- ・ 中堅職員、係長級職員、課長補佐級職員

#### (4) 委託期間

委託契約締結日から令和7年3月31日(月)まで

#### 2 見積限度額

3,000千円(消費税額及び地方消費税額を含む。)

#### 3 審査委員会の設置

別添定める「令和6年度市町村DX推進研修事業委託業務プロポーザル審査委員会設置要領」に基づき、審査委員会を設置します。

#### 4 企画提案者の決定方法

公募型

#### 5 企画提案者の募集

企画提案者の募集は、別途「令和6年度市町村DX推進研修事業委託業務公募型プロポーザル募集要領」に定めます。

#### 6 契約の相手方の決定方法

提出された企画提案書と企画提案者(以下「参加者」という。)のプレゼンテーションの内容を審査する審査委員会を開催します。審査委員会では、あらかじめ定められた審査基準に基づき、公正な審査を行い、随意契約の相手方となる候補者(以下、「候補者」という。)と次点者を選定します。

委託業務の実施に際して、企画提案の内容をそのまま実施することをお約束するものではありません。選定後には、候補者と県は、企画提案の内容をもとにして、業務の履行に必要な具体の履行条件などの協議と調整(以下、「交渉」という。)を行います。この交渉が整ったときには、随意契約の手続きに進みます。10日以内(予定)に交渉が整わない場合は、次点者に選定された者が、改めて県と交渉を行うこととなります。

#### 7 資格要件

参加者の資格要件は次のとおりです。

- (1) 高知県の物品購入等に係る競争入札参加資格者登録名簿に登録されている(若しくは契約締結時までに登録が予定されている)者であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 「高知県物品購入等関係指名停止要領」に基づき指名停止等の措置を受けていない者であること。
- (4) 「高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程」に基づく入札参加資格停止措置を受けていないこと又は同規程第2条第2項第5号に掲げる排除措置対

象者に該当しない者であること。

(5) 本店及び県内に所在する営業所等が都道府県税を滞納してないこと。

(6) 本店及び県内に所在する営業所等が消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

## 8 説明会

日時: 令和6年5月1日(水)午後1時30分から午後2時30分まで

場所: Web 開催

---

## 9 質疑と回答

質疑は令和6年5月8日(水)までに別紙様式-2により、高知県電子申請システムで受け付けます。質疑と回答の内容はホームページに掲載します。

・申請 URL:

[https://apply.e-tumo.jp/pref-kochi-u/offer/offerList\\_detail?tempSeq=9974](https://apply.e-tumo.jp/pref-kochi-u/offer/offerList_detail?tempSeq=9974)

## 10 参加申込及び資格要件の確認

プロポーザルの参加を予定している者から、募集要領で定められた資格要件を全て満たすことを誓約したうえで参加申込書(別紙様式-3)により申し込みを受け付けます。

### (1) 参加申込書

#### ① 提出方法

高知県電子申請システムにより受付。

・申請 URL:

[https://apply.e-tumo.jp/pref-kochi-u/offer/offerList\\_detail?tempSeq=9974](https://apply.e-tumo.jp/pref-kochi-u/offer/offerList_detail?tempSeq=9974)

#### ② 提出期限

令和6年5月8日(水)午後5時(必着)

### (2) 資格要件の確認

高知県総合企画部デジタル政策課で申込者から提出のあった参加申込書と競争入札参加資格者登録名簿(令和6年度から8年度)を確認します。申込者の資格要件の確認が完了したら、確認結果を令和6年5月14日(火)までに申込者へ電子メールにて通知します。

### (3) 資格要件が満たなかった者に対する理由説明

① 参加申込書を提出した者のうち資格要件が満たなかった者に対しては、満たなかった旨及び満たなかった理由を書面により通知します。通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5日(県の閉庁日を除く。)以内に、書面により、知事に対して資格要件が満たなかったことについての説明を求めることができます。

② 知事は説明を求められたときは、説明を求められることができる最終日の翌日から起

算して5日(県の閉庁日を除く。)以内に書面により回答します。

#### 11 企画提案書の作成

別途定める「企画提案書作成要領」のとおり。

#### 12 審査

別途定める「審査要領」のとおり。

#### 13 審査結果

審査結果は、令和6年6月上旬に、全ての参加者に文書で通知します。なお、審査結果は高知県情報公開条例に基づく開示請求があった場合には開示の対象となります。

高知県情報公開条例

[\[https://ops-jg.d1-law.com/opensearch/SrJbF01/init?jctcd=8A8BE480CA&houcd=H402901010001&no=1&totalCount=1&fromJsp=SrMj\]](https://ops-jg.d1-law.com/opensearch/SrJbF01/init?jctcd=8A8BE480CA&houcd=H402901010001&no=1&totalCount=1&fromJsp=SrMj)

#### 14 日程

令和6年4月15日(月)	公告
4月26日(金)午後5時	プロポーザル説明会申込期限
5月1日(水)	プロポーザル説明会
5月8日(水)午後5時	質疑書提出期限
5月8日(水)午後5時	プロポーザル参加申込書提出期限
5月14日(火)	質疑回答日
5月14日(火)	参加資格結果通知
5月17日(金)正午	企画提案書の提出期限
5月下旬	審査委員会(プレゼンテーション)
6月上旬頃	審査結果の通知
6月中旬頃	契約の候補者と委託内容の協議等
6月下旬頃	委託契約の締結

#### 15 提出書類の取扱い

- (1) 提出された書類は返却しません。
- (2) 提出された書類は、必要に応じ複写(県庁内及び審査委員会での使用に限ります。)します。
- (3) 提出された企画提案書は、高知県情報公開条例に基づく開示請求があった場合には対象文書として原則開示することになります。なお、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は同条例第6条第1項第4号の規定により非開示となりますので、提出書類の該当部分と非開示とする具体的な理由を別紙様式-4により提出してください。

開示・非開示の判断は様式-4に基づき行うものではなく、様式-4を参考に、同条例に基づき県が客観的に判断します。

#### 高知県情報公開条例

[\[https://ops-jg.d1-law.com/opensearch/SrJbF01/init?jctcd=8A8BE480CA&houcd=H402901010001&no=1&totalCount=1&fromJsp=SrMj\]](https://ops-jg.d1-law.com/opensearch/SrJbF01/init?jctcd=8A8BE480CA&houcd=H402901010001&no=1&totalCount=1&fromJsp=SrMj)

(4) 契約者以外の企画提案の内容については、提案者の承諾なしには利用することはありません。

#### 16 問合せ先

高知県 総合企画部 デジタル政策課

担当者 安達、村山

TEL 088-823-9650

FAX 088-823-9647

E-mail 080501@ken.pref.kochi.lg.jp

#### 18 失格事項

次の各号のいずれかに該当した場合、提案者は失格になることがあります。

- ① 提出書類に不備若しくは虚偽の記載があった場合又は指示した事項に違反した場合
- ② 審査委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた事実が認められた場合
- ③ 県職員に対する、当該プロポーザルに関わる不正な接触の事実が認められた場合
- ④ 審査結果通知までの間に、他の申込者に対して、応募提案の内容又はその意思について、相談や調整等を行った事実が認められた場合
- ⑤ プロポーザルの手続の過程で、高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当することが判明した場合
- ⑥ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある行為が認められた場合

#### 19 その他

- (1) 参加申し込み提出後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届(様式自由)を提出してください。辞退することによって、今後の高知県との契約等について不利益な取扱いをするものではありません。
- (2) 企画提案に要する全ての費用は提案者の負担とします。
- (3) 契約の相手方は、契約の締結に際し、契約金の100分の10以上の契約保証金を納付しなければなりません。ただし、契約規則第40条の規定により免除された場合又は契約規則第41条第1項の規定による契約保証金に代わる担保を提供した場合は、この限りではありません。